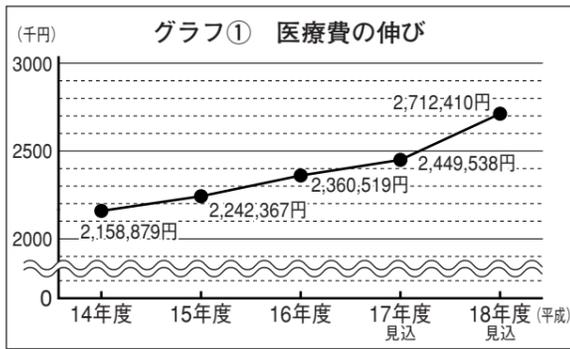


# 国民健康保険税の税率を改正

▼問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358

国民健康保険税の平成18年度の税率は、表①の通り改正されました。医療費がグラフ①に示す通り毎年伸び続けていることから、対前年度比3.7%増、税として確保すべき金額は前年と比較して大幅な上昇が見込まれていきましたが、支出の抑制と基金（貯金）を取り崩すことにより、一人当たりの負担額は前年と比較して約2%の上昇率に抑えられています。



保険税は、医療給付費分と介護納付金分の合計額で、医療給付費分はすべての被保険者が、介護納付金分は40歳以上65歳未満の被保険者が対象になります。医療給付費分の税率は、必要な医療費の額などを基に、介護納付金分の税率は、社会保険診療報酬支払基金への拠出予定額を基に毎年見直しが行われています。医療給付費分については、資産割廃止に向けて、今年度は資産割を10%（前年度比5%減）に下げ、所得割は資産割の減、所得の伸びを見込み、8.3%（同0.4%増）となっております。均等割と平等割は、課税見込総額に占める割合が見直され、それぞれ2万9520円（同840円増）、2万3280円（同480円増）となっております。介護納付金分の税率は、介護サービスの利用者が年々増加していることや今年新たに地域支援事業支援納付金制度

が創設されたことから税率の見直しを行いました。医療給付費分の考え方を踏襲し、資産割を3.5%（同1.5%減）に下げ、所得割は2.4%（同0.78%増）となっております。均等割は9千840円（同2千280円増）、平等割は5千400円（同1千080円増）となっております。限度額については、制度改正により8万円から9万円に改正されました。

## 保険税の納期限

保険税の納期は、前年度と同じく7月から翌年3月までの計9回となっております。納期限は毎月末（12月は25日）で、その日が金融機関の休日に当たる場合は翌営業日となります。

## 保険税の2割軽減

次の要件の該当者には、申請書を送付しますので期限内に提出してください。この申請が認められると国民健康保険税の一部が軽減（減額）されます。

## 保険税の減免申請

失業、退職などにより所得が激減するなど、一定の要件を満たすときは、申請することによって保険税の減免を受けることができます。提出期限は、納期限の7日前までとなっております。

## 所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者（世帯主）と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者

## 保険税を滞納する

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場

## 口座振替のご利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。郵便局でもご利用いただけます。

## ご存じですか 住宅改修助成制度

高齢者および心身障害者の方が、住みなれた住宅で安心して生活できるよう既存の住宅の改修に要する費用を助成します。必ず工事実施前に申請が必要です。早めにご相談ください！

▶対象者 播磨町に住所があり町税を滞納せず、次のいずれかに該当する方（所得制限があります）

- ▶一般型 60歳以上の方がおられる世帯
- ▶特別型 ①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方がおられる世帯  
②身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方がおられる世帯（条件があります）

▶助成要件  
▶一般型 3カ所以上の改修を行い、指定する必須工事を行うこと（助成金は最高33万3千円まで）

▶特別型 一般型に規定するような制約はありませんが、住まいの改良相談員などによる承認が必要です。

※特別型について、介護保険制度の「住宅改修費の支給」と併せて実施する場合は、最初の改修のみに適用されますので、ご注意ください。

▶助成対象箇所と限度額 1住宅1回限りです。限度額の合計は100万円までです。他の制度が優先する場合、合計で100万円までとなります。

改修箇所	限度額	
	一般型	特別型
浴室・洗面所	40万	45万
トイレ	30万	24万
玄関	20万	18万
階段・廊下	10万	16万
居室	10万	19万
台所	10万	16万

補助率	補助率	
	一般型	特別型
1/3	所得制限あり	
3/3	生活保護法による被保護世帯	
9/10	町民税非課税世帯	
9/10	所得税非課税世帯で町民税均等割のみの世帯	
2/3	所得税非課税世帯で町民税所得割課税世帯	
1/2	所得税課税世帯、所得制限あり	

▶問い合わせ 福祉グループ ☎079(435)2361

このたび、税の制度が改正され、皆さんの収入に応じてかかる住民税の計算方法が変わりました。特に65歳以上の方については、影響が大きい改正となっています。

# 平成18年度 住民税の改正についてのお知らせ

問い合わせ▶ 税務グループ 住民税チーム ☎079(435)0358

## 実際にどのくらい税金の額がかわるの？

モデルケースを紹介しますので、参考にしてください。  
※下記のモデルケースはあくまでも参考です。

ケース① 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方の場合 本人68歳(年金収入240万)、妻68歳(年金収入90万円)

	平成17年度	平成18年度
①公的年金収入	2,400,000	2,400,000
②公的年金控除	1,400,000	1,200,000
③雑所得(①-②)	1,000,000	1,200,000
④社会保険料控除	150,000	150,000
⑤配偶者控除	330,000	330,000
⑥老年者控除	480,000	0
⑦基礎控除	330,000	330,000
⑧所得控除合計(④~⑦)	1,290,000	810,000
⑨課税標準額(③-⑧)	0	390,000
税額	0	8,100

※単位は円

収入が同じでも所得が上がります！

老年者控除の廃止

昭和15年1月2日以前に生まれた方で合計所得が125万円以下の方は18年度住民税額が3分の2減額して課税されます。

ケース② 65歳以上で今まで所得割が課税されていた方の場合 本人68歳(年金収入300万)、妻68歳(年金収入90万円)

	平成17年度	平成18年度
①公的年金収入	3,000,000	3,000,000
②公的年金控除	1,400,000	1,200,000
③雑所得(①-②)	1,600,000	1,800,000
④社会保険料控除	150,000	150,000
⑤配偶者控除	330,000	330,000
⑥老年者控除	480,000	0
⑦基礎控除	330,000	330,000
⑧所得控除合計(④~⑦)	1,290,000	810,000
⑨課税標準額(③-⑧)	310,000	990,000
税額	17,900	50,500

※単位は円

収入が同じでも所得が上がります！

老年者控除の廃止

公的年金等控除額が減額されたことによって収入額が同じでも所得が増加します。また、老年者控除の廃止により所得から差し引ける控除額が減り、結果として税額が増えます。

上記のとおり、65歳以上の方に対して負担が増え、影響の大きい改正となっています。

ただし、確定申告あるいは住民税の申告をされていない方で、申告をすることによって所得から差し引ける控除額(社会保険料控除・扶養控除等)が増える方は、住民税が軽減される可能性がありますので、該当される方は申告を行ってください。

ケース③ 給与所得者や事業所得者で、所得割が課税されている方の場合 本人45歳(給与収入550万)、妻(専業主婦)、子ども2人(17歳、12歳)

	平成17年度	平成18年度		平成17年度	平成18年度
①給与収入	5,500,000	5,500,000	⑥配偶者控除	330,000	330,000
②給与所得	3,860,000	3,860,000	⑦扶養控除	780,000	780,000
③社会保険料控除	500,000	500,000	⑧基礎控除	330,000	330,000
④生命保険料控除	35,000	35,000	⑨所得控除合計(③~⑧)	1,985,000	1,985,000
⑤損害保険料控除	10,000	10,000	⑩課税標準額(②-⑨)	1,875,000	1,875,000
			税額	84,400	91,400

※単位は円

定率減税が改正され、県民緑税が課税されます。

**平成18年6月1日から 駐車制度が新しくなります**

- 短時間の放置駐車でも取り締まります  
エンジンがかかっている、ハザードランプを点滅させていても、車両から運転者が離れている状態であれば短時間であっても違反になります。
- 駐車監視員も巡回します  
警察官以外にも、民間の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両にステッカーを取り付けます。
- 放置違反金の制度が導入されます  
ステッカーが取り付けられた車両について、運転者が反則金を納付しない場合は、その車両の使用者に対して放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられる場合があります。
- 放置違反金を納付しないと車検ができません  
放置違反金を滞納して公安委員会による督促を受けている状態では車検手続きが完了しません。車検を完了するためには放置違反金を納付し、納付証明を提示しなければなりません。

▼ 問い合わせ  
兵庫県警察本部交通部交通指導課  
☎079(341)7441  
<http://www.police.pref.hyogo.jp/>

### ① 定率減税の改正 (すべての所得割課税者対象)

平成11年度から家計の税負担を軽減する目的で実施されてきた定率減税が縮小され、個人住民税では下表のように控除割合が引き下げられます。

	平成17年度以前	平成18年度
住民税(所得割)	15% (上限4万円)	7.5% (上限2万円)

### ② 県民緑税の導入 (すべての均等割課税者対象)

兵庫県では、「緑」の保全・再生を社会全体で支える仕組みとして、「県民緑税」(県民税均等割の超過課税として年額800円上乗せ)を平成18年度から導入し、災害に強い森づくりや防災・環境改善のための都市の緑化を進めます。

【県民税均等割額】平成17年度まで…1,000円 → 平成18年度から…1,800円



### ③ 妻の均等割非課税措置の廃止 (均等割課税対象者の妻)

均等割が課税されている夫と生計を一にする妻(夫と同じ市区町村に住所を有する妻)で住民税均等割非課税基準を超える所得がある方の均等割については、平成17年度は非課税措置廃止の経過措置として2分の1課税でしたが、18年度からは全額課税となります。

	平成17年度まで(改正前)	平成18年度から(改正後)
町民税	1,500円	3,000円
県民税	500円	1,000円
合計	2,000円	4,000円

※平成18年度からは、上記の均等割に県民緑税800円が加算されます。

### ④ 公的年金等控除額の改正 (65歳以上の方が対象)

65歳以上の方について、公的年金収入から所得を算出する際の計算式が以下のように改正されます。(65歳未満の方についての計算方法は変更ありません)このことにより、以下のように公的年金等控除額が減額されるため、前年と同じ公的年金等収入額であっても、平成18年度の雑所得金額は増加することになります。

<65歳以上の人の公的年金等に係る雑所得額の計算方法>

改正前		平成18年度から(改正後)	
年金等収入金額(A)	公的年金所得額 (公的年金等収入額-公的年金等控除額)	年金等収入金額(A)	公的年金所得額 (公的年金等収入額-公的年金等控除額)
260万円以下	(A)-140万円	330万円以下	(A)-120万円
260万円超460万円	(A)×75%-75万円	330万円超410万円	(A)×75%-37.5万円
460万円超820万円	(A)×85%-121万円	410万円超770万円	(A)×85%-78.5万円
820万円超	(A)×95%-203万円	770万円超	(A)×95%-155.5万円

### ⑤ 老年者控除の廃止 (65歳以上の方が対象)

これまで、65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の方に適用されていた老年者控除(住民税控除額:48万円)が廃止されます。

### ⑥ 65歳以上の方に対する非課税措置の廃止 (65歳以上の方が対象)

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合には住民税がかかりませんでした。平成17年1月1日現在65歳に達している方(昭和15年1月2日以前生まれの方)で前年の合計所得が125万円以下の方については、右表の通り経過措置があります。

	17年度まで	18年度	19年度	20年度以降
非課税	均等割 1,300円 所得割 3分の1を課税	均等割 2,600円 所得割 3分の2を課税	均等割 2,600円 所得割 3分の2を課税	全額課税

※平成18年度からは、上記の均等割に県民緑税800円が加算されます。(県民緑税は減額の対象にはなりません)